

徳島県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退した。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	辞退
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
徳島県	徳島市万代町一丁目一番地	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇・三	育成医療（眼科に関する医療） 更生医療（眼科に関する医療）	令和六年四月一日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一・一・三	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口一〇三番地	育成医療（腎移植に関する医療） 更生医療（腎移植に関する医療）	同 十二 月三十一日